

質問

会計年度任用職員の実態調査は

町長

平成29年度分は今月末を目途に
集計作業を行っている



大垣 照子 議員

質問 会計年度任用

職員制度が平成32年

4月より施行される。

総務省は、速やかな

実態調査の実施を通

知。本町の任期や勤

務時間の長短に関わ

らず、年度中の人員

数の把握は、できて

いなければいつまで

に把握するのか。

町長 各種委員や日

々雇用型の方は、全

ての人数を職員とし

て把握していない。

平成29年度分は、6

月下旬を目途に現在

集計作業を行っている。

質問 嘱託・臨時職

員は、ある程度決ま

った勤務時間勤めて

おり、把握できいて

るのではないかと。

町長 平成30年4月

1日現在、正職員は

役場147人、病院

106人、臨時・嘱

託は役場108人、

病院78人で合計43

9人である。

質問 非常勤職員と

正規職員の適正な配

置割合の具体的検討

は。

町長 公務運営は、

任期の定めのない常

勤職員が原則前提だ

が、本町は行革推進

のため正規職員数を

削減し、社会情勢の

変化による専門職や

臨時的に必要な職は、

臨時・非常勤職員で

対応している。

地域おこし協力隊

等任用した結果、非

常勤職員が4割とな

り、今般の制度改正

に合わせ検討する。

質問 この制度は国

における法改正であ

る。地方財政計画の

見直しにあたり、財

源については本町の

責任でしっかり対応

すべきだ。

町長 適切に職員を

配置し、要する経費

の確保は、国へ引き

続き財政支援を求め

ていく。

質問 退職手当や社

会保険料負担を避け

るため、非常勤職員

の、任用と任用の間

に1日、1週間、1

カ月等などの空白期

間を設けることは、

速やかに廃止すべき

だ。

町長 地方公務員法

で臨時任用は6カ月

を越えない期間で更

た。

新可能だが、再度更

新はできないという

条文をそのまま解し、

全国的に用いられた

手法。総務省は、平

成26年度通知で空白

期間を設定したもの

ではないとの見解を

示しているが、会計

年度任用職員制度へ

の移行に合わせ、空

白期間を廃止する。

質問 非常勤職員へ

の均衡待遇、雇用の

安定に向け任期の定

めのない短時間勤務

制度の創設も、町村

会を通じ国への要請

をすべきだ。

町長 国に要望して

いく。

その他の質問

3月議会で行った

種子法廃止問題、三

成小学校改築問題に

についても質問しまし

た。



H32年4月 会計年度任用職員制度がはじまる